

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者：様

事業者：株式会社キラッとドリーム

居宅介護支援事業所重要事項説明書 [令和6年4月1日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 078-452-6807 (月～金曜日 9:00～18:00)

担 当 介護支援専門員 甲斐 勇祐・安田 智江美

管理責任者 甲斐 勇祐

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所キラッとドリーム
所在地	兵庫県神戸市東灘区本庄町 3-3-24
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (兵庫県 第2870102379号)
サービスを提供する実施地域※	神戸市・芦屋市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 主任介護支援専門員 1名 介護支援専門員 1名

(3) 営業時間

月～金曜日 午前9時から午後6時まで

(日曜日・12月29日～1月3日は休業)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

◎基本料金（居宅介護支援費Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）

区分	取り扱い件数	要介護1・2		要介護3・4・5	
		単位数	居宅介護支援費	単位数	居宅介護支援費
Ⅰ	45件未満	1,086単位	11,772円	1,411単位	15,295円
Ⅱ	45件以上60件未満	544単位	5,897円	704単位	7,631円
Ⅲ	60件以上	326単位	3,534円	422単位	4,574円

※上記金額は、1ヶ月の単位数×10.84円（4級地における単価）により、算定。

※区分ⅡとⅢについては、45件以上の部分について算定。

ア. 初回加算 (300 単位×10.84 円) 3,252 円

※算定要件

- ・新規に居宅サービス計画を作成した場合。
- ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。
- ・要介護状態区分が2区分以上変更となった場合。
- ・初回の1ヶ月のみ算定可。

イ. 入院時情報連携加算

◎入院時情報連携加算Ⅰ (250 単位/月×10.84 円) 2,710 円

◎入院時情報連携加算Ⅱ (200 単位/月×10.84 円) 2,168 円

※算定要件

Ⅰ：利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※入院日以前の情報提供を含む。

営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

Ⅱ：利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

ウ. 退院・退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	450 単位 (4,878 円)	600 単位 (6,504 円)
連携2回	600 単位 (6,504 円)	750 単位 (8,130 円)
連携3回		900 単位 (9,756 円)

※算定要件

- ・病院、診療所への入院または地域密着型介護老人福祉施設・介護保険施設に入所していたものが、退院・退所して在宅で居宅サービス・地域密着型サービスを利用するにあたって、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設または介護保険施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に算定。
- ・入院等期間中に3回まで算定可。
ただし、3回算定することが出来るのは、そのうち1回について、入院中の担当医等とのカンファレンスに参加して、退院後の在宅での療養上必要な説明を行った上で、居宅サービス計画を作成しサービスの利用に関する調整を行った場合に限る。
- ・同1日に必要な情報の提供を複数回受けた場合又はカンファレンスに参加した場合でも、1回として算定する。
- ・原則として、退院・退所前に情報を得ることが望ましいが、退院後7日後であれば算定可。
- ・カンファレンスに参加した場合は、会議の日時、開催場所、出席者、内容の要点等について、居宅サービス計画に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付する。
- ・在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。また、初回加算を算定する場合は算定しない。

エ. 緊急時等居宅カンファレンス加算 (200 単位×10.84 円) 2,168 円

※算定要件

- ・病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合は、利用者 1 人につき 1 月に 2 回を限度として所定単位数を加算する。

オ. ターミナルケアマネジメント加算 (400 単位×10.84 円) 4,336 円

※算定要件

- ・末期の悪性腫瘍の利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合に算定。

以下のいずれも満たした場合

- ・利用者が在宅で死亡した（末期の悪性腫瘍の患者に限る）。
- ・死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、利用者又はその家族の同意を得て居宅を訪問し、心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した。
- ・ターミナルケアマネジメントを受けることに利用者、またはその家族が同意した。
- ・24 時間連絡ができる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備している。

カ. 通院時情報連携加算 (50 単位×10.84 円) 542 円

※算定要件

- ・利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算する。

《減算について》

ア. 運営基準減算

減算要件に該当した場合

- ◎要介護 1・2 (1,057 単位×50%×10.84 円) 5,734 円 (5,723 円▼)
- ◎要介護 3・4・5 (1,373 単位×50%×10.84 円) 7,447 円 (7,436 円▼)

※算定要件

- ・利用者の居宅を訪問し、利用者またはその家族と面接できておらず、十分なアセスメントが出来ていない。また、面接の趣旨を十分に説明できていない場合。
- ・サービス担当者会議の開催又は担当者に対する照会を行っていない。
- ・居宅サービス計画の原案の内容について利用者または家族に説明し、文書により利用者の同意を得た上で、計画を利用者及び担当者に交付できていない場合。
- ・特段の事情なく、1 ヶ月に 1 回、利用者の居宅を訪問して、面接が出来ていない。また、1 ヶ月以上、モニタリングの記録がない場合。
- ・運営基準減算が 2 ヶ月以上継続している場合、
所定単位数に 50/100 を乗じた単位数 ⇒ 所定単位数は算定しない

イ. 特定事業所集中減算 (200 単位×10.84 円) 2,168 円

※算定要件

・正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において前六月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定訪問入浴介護（指 定居宅サービス等基準第四十四条に規定する指定訪問入浴介護をいう。）、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定短期入所生活介護、指定短期入 所療養介護、指定特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準第百九 十三条に規定する指定福祉用具貸与をいう。）、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定夜間対応型訪問介護、指定認知症対応型 通所介護、指定小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、指定認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものに限る。）（以下「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が80%を超えている場合に算定。（平成 27 年 9 月 1 日から適用）

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

【事業所の窓口】 株式会社キラッとドリーム	所在地 神戸市東灘区本庄町 3-3-24 電話番号 078-452-6807 受付日時 月～土 9:00～18:00 苦情相談窓口担当者：甲斐 勇祐
【神戸市の窓口】 神戸市福祉局監査指導部	所在地 神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 3 号館 3 階 電話番号 078-322-6326 受付日時 平日 8:45～12:00、13:00～17:30
【兵庫県の窓口】 兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 神戸市中央区三宮町 1-9-1-1801 電話番号 078-332-5617 受付日時 平日 8:45～17:15
【サービスの質や契約に関すること】 神戸市消費生活センター	所在地 神戸市中央区橘通 3-4-1 神戸市立総合福祉センター5 階 電話番号 078-371-1221 受付日時 平日 9:00～17:00
【養介護施設従事者等による高齢者 虐待通報専用電話】（監査指導部内）	所在地 神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 3 号館 3 階 電話番号 078-322-6774 受付日時 平日 8:45～12:00、13:00～17:30

6. 事故発生時の対応について

①事故発生時の対応について	当事業所が利用者に対して行う指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
②賠償責任について ※三井住友海上の福祉事業者総合賠償責任保険に加入しています。	当事業所が利用者に対して行った指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。 ～例～ ・ケアプランに無理があり、症状がかえって悪化したとき。 ・依頼されていた要介護認定の申請代行を失念したため給付が遅れたとき。 ・ケアプランの作成が遅れたため居宅サービス提供開始が遅れたとき。 ・作成したケアプランの内容や提供したサービスの内容が誤ってホームページに開示され、利用者のプライバシーを侵害してしまったときなど…。

7. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者、その家族に関する秘密の保持について	事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。 この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。
②個人情報の保護について	事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についてもあらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議で用いません。 事業者は、利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏えいを防止します。

8. 他のサービス事業所との連携によるモニタリング

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを行うことがあります。

- ・利用者の同意を得ること。
- ・サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - 利用者の状態が安定していること。
 - 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
 - テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
- ・少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。

8. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施しています。

9. 虐待の防止について

- (1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
 - ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待の防止に関する担当者	管理者 甲斐 勇祐
--------------	-----------

- (2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。
- (3) 虐待通報の窓口

居宅介護支援事業所キラッとドリーム 高齢者虐待相談窓口（担当：甲斐）	電話番号：078-452-6807 携帯：090-6293-4644 受付時間：9:00～18:00 ※緊急を要する場合には、携帯までご連絡ください。
---------------------------------------	---

10. 当事業所におけるサービスの割合の説明

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与 の利用状況は別紙の通りです。

11. 当法人の概要

法人種別・名称	株式会社キラッとドリーム
資本金	3,000,000 円（資本準備金含む） ※平成 27 年 4 月 1 日現在
社員数	8 名（正社員のみ）
設立	平成 20 年 12 月 24 日
所在地・電話	兵庫県神戸市本庄町 3 丁目 3 番地 24 号 代表取締役 橘川 健二 電話 078-452-6807

事業内容

- ◎介護保険法における
居宅介護支援事業、訪問介護・予防訪問介護事業
- ◎障害者自立支援法における
居宅介護・重度訪問介護事業、同行援護事業、移動支援事業
- ◎衛生用品販売事業
- ◎一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送限定）

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

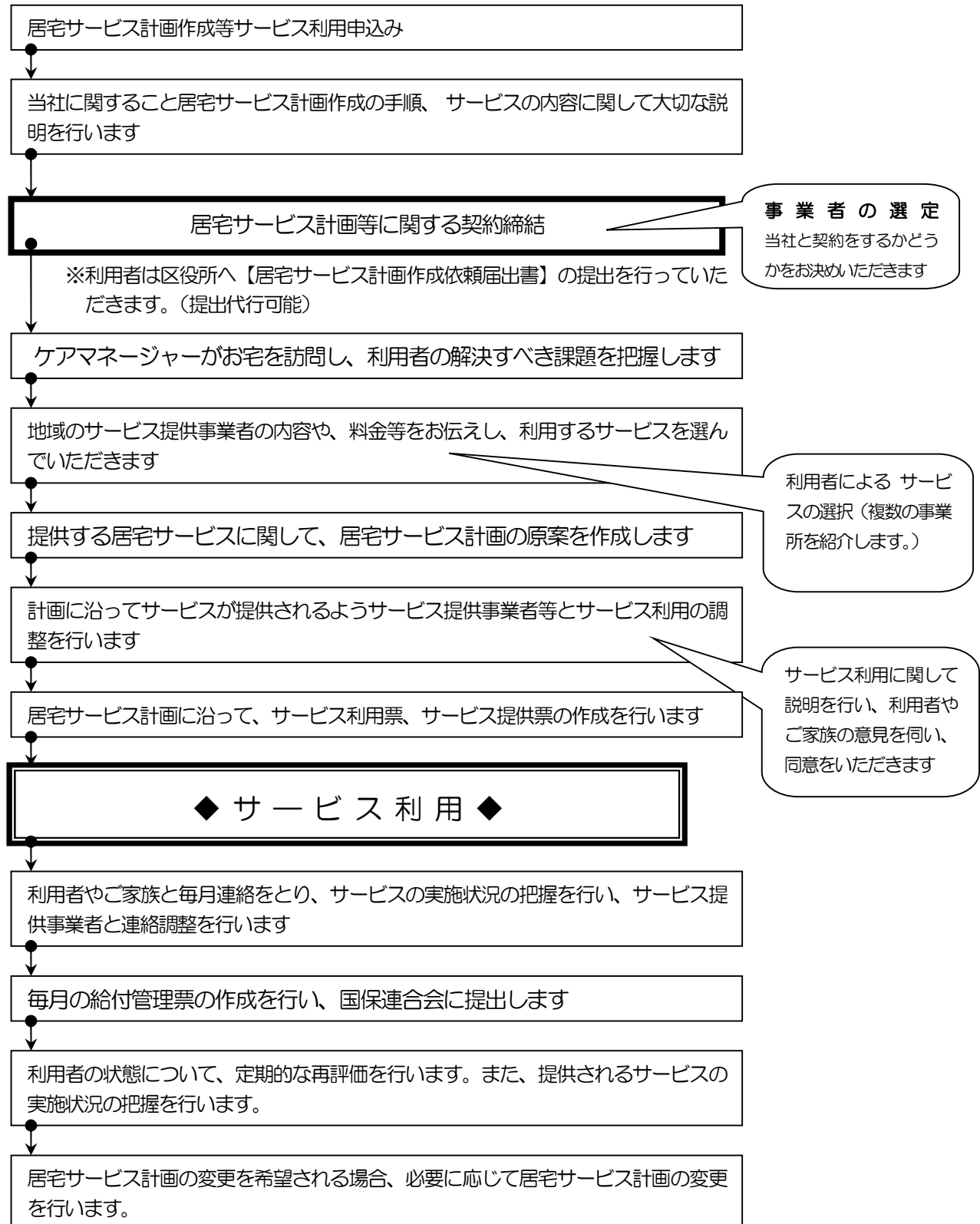
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 【所在地】兵庫県神戸市東灘区本庄町3丁目3番24号

【事業者名】株式会社キラッとドリーム

【代表者氏名】代表取締役 橘川 健二 印

【説明者】 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

署名代行

事由：

ご利用者との関係（ ）

署名代行者（又は法定代理人） 住所

氏名 印

立会人 住所

氏名 印